

厚生労働省
群馬労働局発表
令和3年4月30日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 吉永 宜司
地方労働衛生専門官 木村 正義
労働基準監督官 芝田 一樹
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施

職場における熱中症予防を一層推進するために

厚生労働省群馬労働局（局長 丸山陽一）は、職場における熱中症予防の一層の推進を図るため、労働災害防止団体などと連携し、令和3年5月から9月を実施期間とする「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

群馬県内における熱中症による労働災害は、令和2年は16件発生（前年比2件増加）し、減少傾向がみられないところです。また、平成26年には死亡災害も1件発生しています。

職場における熱中症を予防するためには、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけでなく、労働衛生管理体制の確立、WBGT値（暑さ指数）の測定・低減、暑さへの順化、休憩場所の確保、発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者への配慮などの対策を講じることが必要です。

群馬労働局では、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分配慮した上で、各種機会をとらえ、熱中症予防リーフレットの配布など対策の徹底を呼び掛け、熱中症による労働災害の大幅減少、死亡災害ゼロを目指します。

1 熱中症による労働災害発生状況

全国における職場における熱中症による死傷者数の推移（平成23～令和2年）（人）

23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
422	440	530	423	464	462	544	1,128	790	919
(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)	(29)	(26)	(19)

（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数
令和2年の数は、1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

群馬県における職場における熱中症による死傷者数の推移（平成23～令和2年）（人）

23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
8	17	11	10	12	9	9	28	14	16
(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

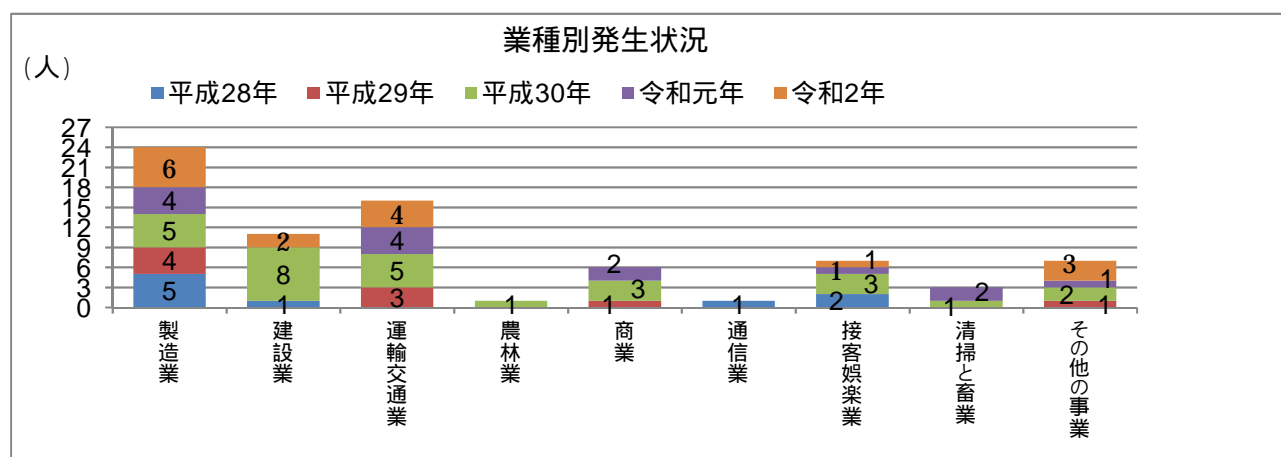
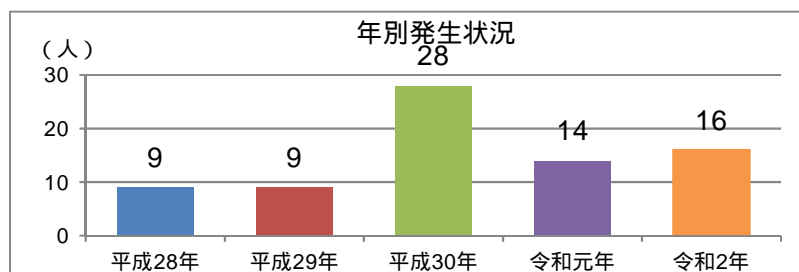
（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

2 群馬県内における平成 28 年から令和 2 年までの熱中症による労働災害発生状況(詳細)

休業 4 日以上の熱中症による死傷者数は、**製造業が最も多く、次いで運輸交通業**となっています。

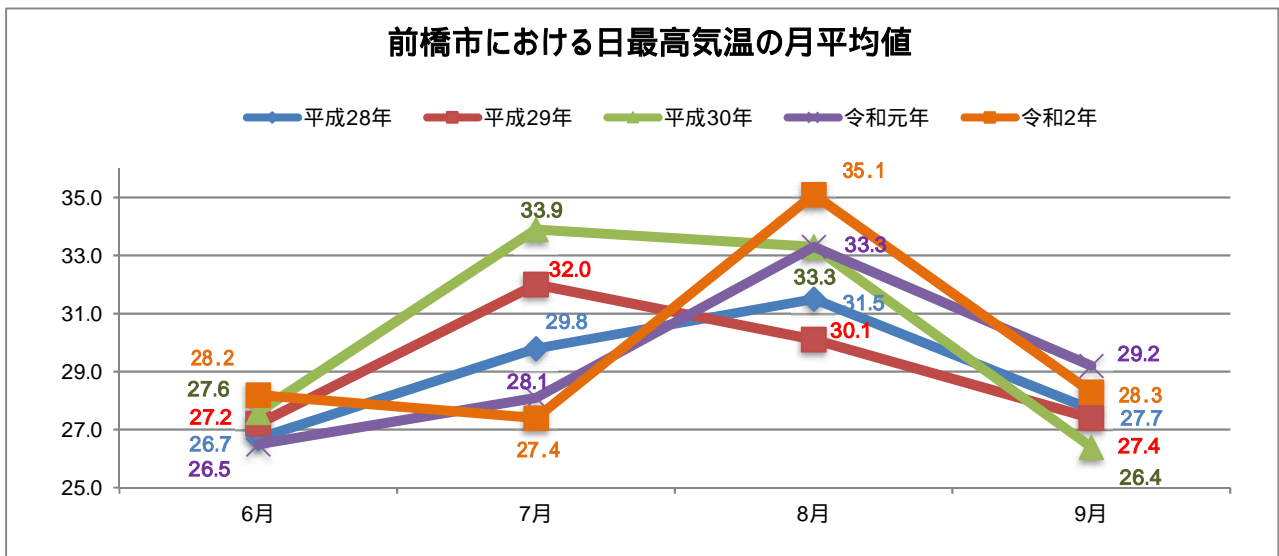
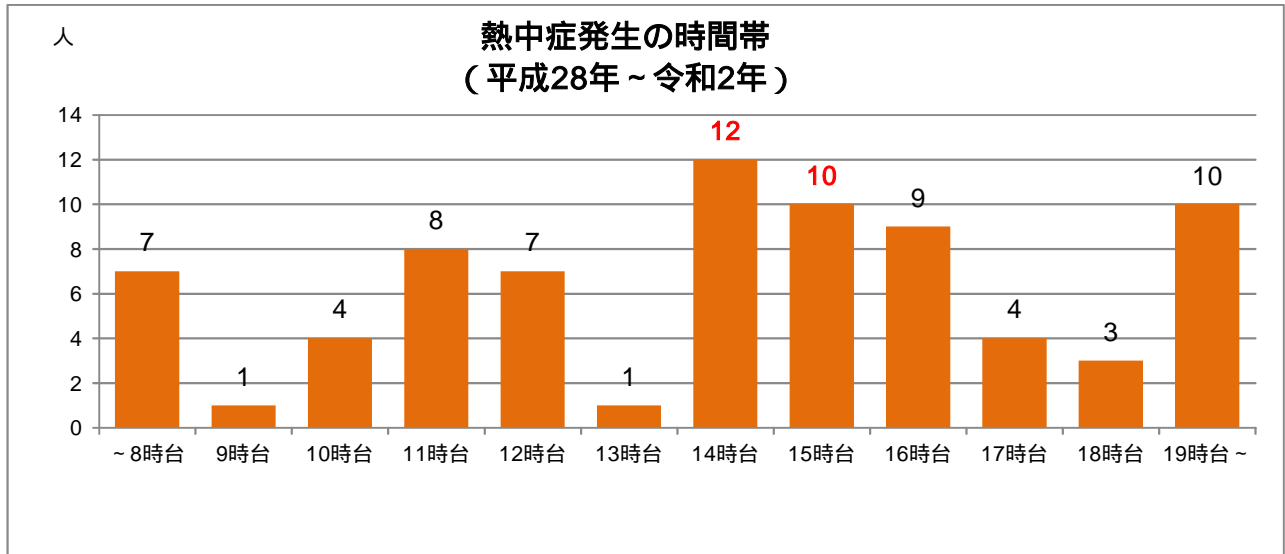
熱中症による死傷者は、5 月から 9 月に発生しており、特に 7 月、8 月で多く発生しています(平成 28 年から令和 2 年の合計 68 件)。

熱中症の発生には、気象条件(気温・湿度)、健康状態が影響します。
時間帯では 14 時台から 15 時台で多く発生しています。



業種別、発生時期別発生状況

業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	1	1	9	12	1	24
建設業			5	6		11
運輸交通業		1	7	6	2	16
農林業			1			1
商業		1	2	3		6
通信業				1		1
接客娯楽業			4	3		7
清掃・と畜		1		2		3
その他の事業			2	5		7
総計	1	4	30	38	3	76



「前橋 日最高気温の月平均値()」(環境省)

(http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=42&block_no=47624&year=&month=&day=&view=a2) をもとに群馬労働局作成

年齢、経験期間別発生状況 (平成28年～令和2年)

経験期間別	年代						総計
	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	
1年以内	12	5	6	7	2		32
3年以内	2	2	3	3	2	2	14
5年以内	1	1			3		5
10年以内	1	2	2	1	2		8
30年以内			2	7	4		13
30年超				1	1	2	4
総計	16	10	13	19	14	4	76

3 職場における熱中症予防のポイント

(1) WBGT値(暑さ指数)の活用

- ・WBGT(湿球黒球温度)を求めて、基準値を超える場合には、身体作業強度の低い作業に変更するとともに、次の(2)以下の対策を徹底する。

WBGT値算出方法

- ・屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合
 $WBGT \text{ 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$
- ・屋外で太陽照射のある場合
 $WBGT \text{ 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

*簡易にWBGT値を測定できる「電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計」について、その精度を担保するための日本工業規格が制定され、JIS B 7922として平成29年3月21日公示

(2) 作業環境管理

- ・作業場所のWBGT値の低減、休憩場所の整備等を図る。

(3) 作業管理

- ・連続作業時間の短縮や身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けるよう努める。
- ・計画的に、熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)を設ける。
- ・水分・塩分の定期的な摂取の徹底を図るため、巡視などを行う。
- ・透湿性及び通気性の良い服装を着用させる。

(4) 健康管理

- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の異常所見があると診断された労働者については、医師等の意見を勘案した作業の転換等の措置を講じる。
- ・睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等について健康管理を行う。
- ・作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認を行う。

(5) 労働衛生教育

- ・管理者、労働者に対し、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置等についての教育を行う。

(6) 救急処置

- ・緊急連絡網を作成し周知するとともに、熱中症を疑わせる症状が現われた場合は救急処置を施すとともに、必要に応じ医師の診察を受けさせる。

・WBGT値と気温、相対湿度との関係
 (日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 訂正版 2021.3 から)

相対湿度(%)

	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	35	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

気温() (乾球温度)

WBGT 値	注 意 25 未満	警 戒 25 ~ 28	厳重警戒 28 ~ 31	危 険 31 以上
--------	--------------	----------------	-----------------	--------------

注 危険、厳重警戒等の分類は、日常生活の上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

添付資料等

資料1 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

資料2 熱中症を防ごう!! (群馬労働局)

STOP！熱中症

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


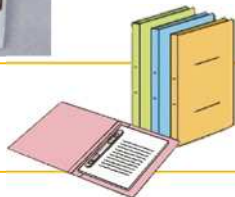






職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、 にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。  
服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。 迷わず救急車を呼びましょう！ 
労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

WBGT値の把握




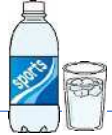



JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

WBGT値の低減対策は実施されているか
各労働者が暑さに慣れているか
各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
各労働者の体調は問題ないか
作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。水分、塩分を積極的に取りましょう。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。

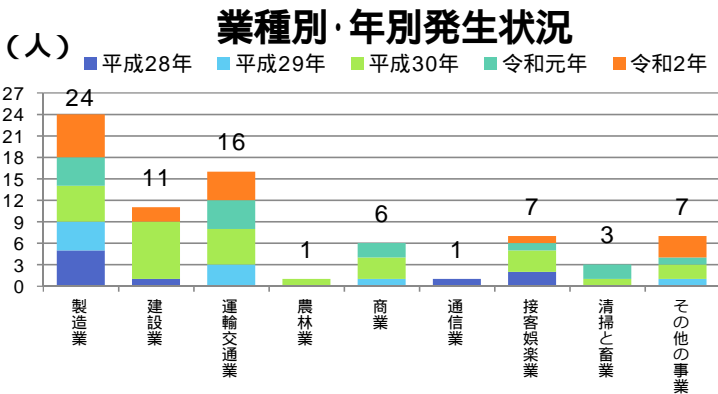


熱中症を防ごう!!!

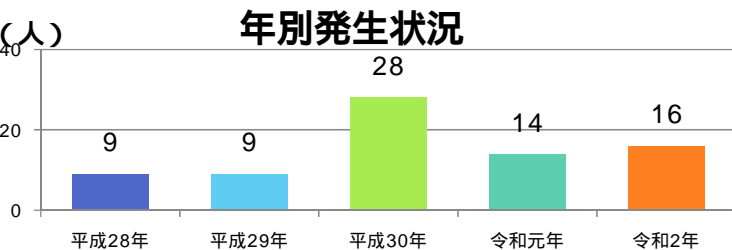
熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、建設業、運輸交通業**で多く発生しています。

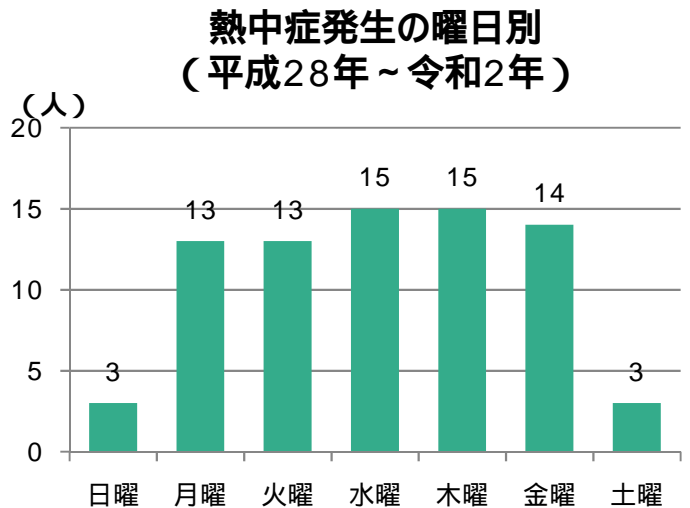
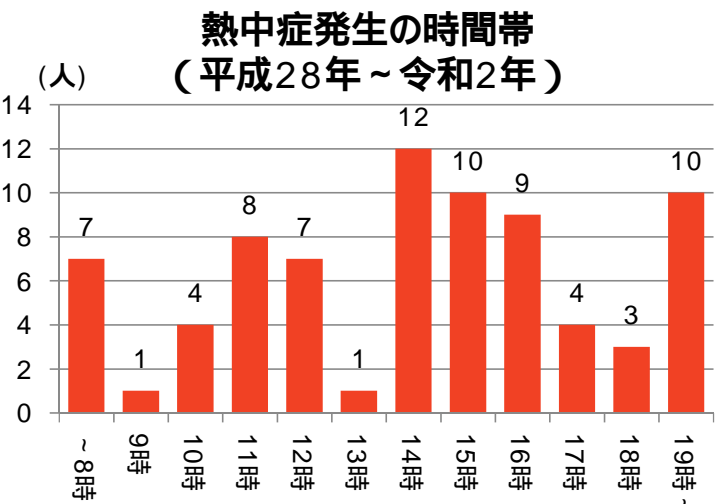
5月から8月に発生し、**7月、8月**で多く発生しています（平成28年から令和2年の合計値）。



業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	1	1	9	12	1	24
建設業			5	6		11
運輸交通業		1	7	6	2	16
農林業			1			1
商業		1	2	3		6
通信業				1		1
接客娯楽業			4	3		7
清掃・と畜		1		2		3
その他の事業			2	5		7
総計	1	4	30	38	3	76



熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。時間帯では14時台から16時台で多く発生しています。



熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています!!

年代経験 期間別	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	総計
1年以内	12	5	6	7	2	32
1年超3年以内	2	2	3	3	4	14
3年超5年以内	1	1			3	5
5年超10年以内	1	2	2	1	2	8
10年超30年以内			2	7	4	13
30年超				1	3	4
総計	16	10	13	19	18	76

(資料：労働者死傷病報告(平成28年～令和2年))



熱中症の予防対策

「熱中症予防」と「新しい生活様式」を両立させましょう

夏の「マスク着用」による熱中症を予防しましょう!

新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクを着用することで、「体内に熱がこもりやすくなる」「マスク内の湿度が上がって喉の渇きを感じづらくなる」などの恐れがあり、自覚のないまま脱水症状が進み、熱中症のリスクが高まる可能性があります。

例年以上に水分補給をこまめに行うなどして、熱中症の予防対策に取り組みましょう。
屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合はマスクを外しましょう。
人との十分な距離をとった上で、マスクを適宜外して休憩を取りましょう。



WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です!

WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度(単位: C))は、労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う簡便な指標です。

暑熱環境を評価する場合には、気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮して総合的に評価する必要があり、WBGTはこれらの基本的温熱諸要素を総合したものとなっています。

JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



作業環境管理

- WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や、直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう。
- 休憩場所の整備を行いましょう。

作業管理

- 休憩時間の確保や熱への順化期間を設けましょう。
- 水分と塩分の摂取を指導しましょう
- 高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょう。



健康管理

- 健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- 高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう。

労働衛生教育

作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう。

救急処置

緊急連絡網を作成し、周知しましょう。

